

第5章

防犯のまちづくりに関する 施策展開の方向

1 基本方針

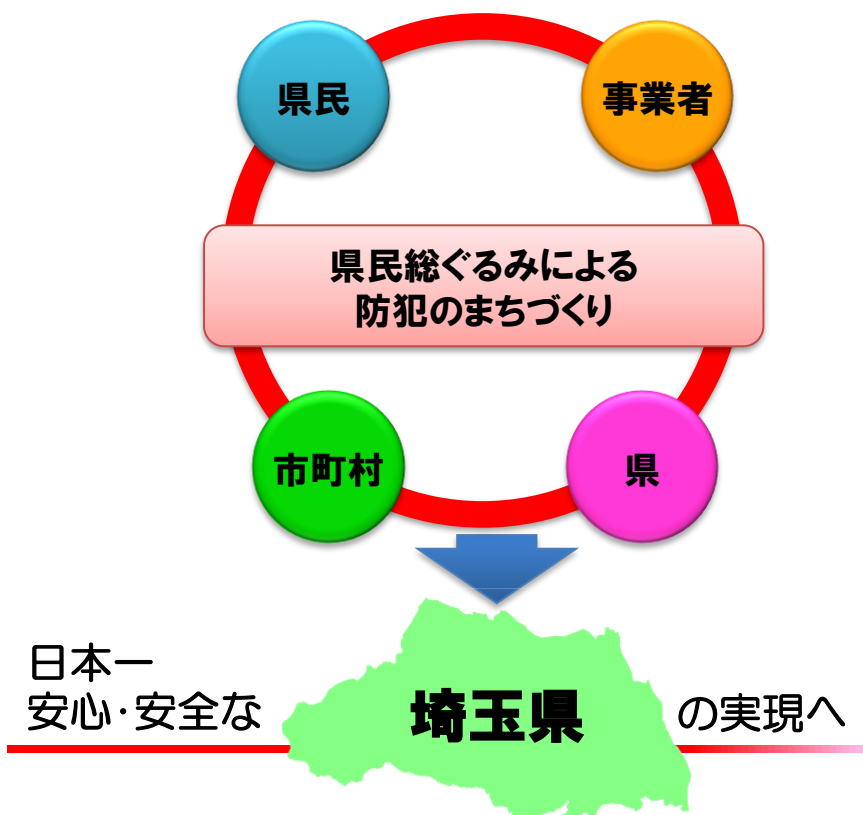
本計画では、条例の基本理念、これまでの取組と成果及び今後の課題を踏まえ、次の事項を基本として推進します。

埼玉県防犯のまちづくり推進計画 基本方針

- (1) 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る
- (2) お互いが支え合う地域社会の形成を図る
- (3) 安全な都市環境の整備を図る
- (4) 子供を犯罪被害から守る
- (5) 規範意識の高揚を図る
- (6) 県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策を図る
- (7) 警察活動の充実強化を図る

2 県民運動としての展開

県民、事業者、市町村及び県が相互に連携・協力し、一体となって取り組む県民運動としての防犯のまちづくりを推進します。



3 長期目標

本県では、平成17年度からの第1期計画、平成22年度からの第2期計画、平成27年度からの現計画に基づき、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

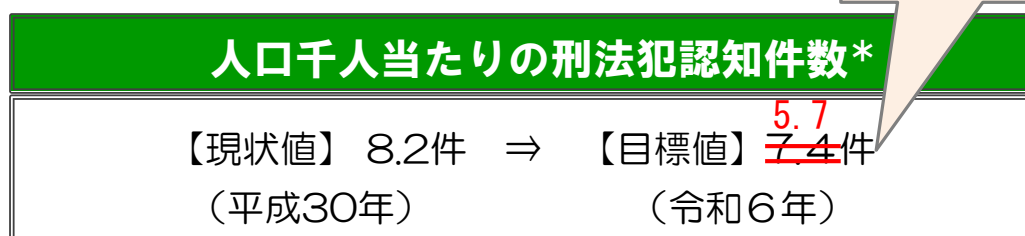
その結果、人口千人当たりの刑法犯認知件数は、平成16年の25.7件から、平成30年には8.2件と着実に減少し、戦後（昭和21年～）、最も低い水準に達しました。

本計画では、犯罪の減少傾向維持を最優先とし、さらなる犯罪減少を目指します。

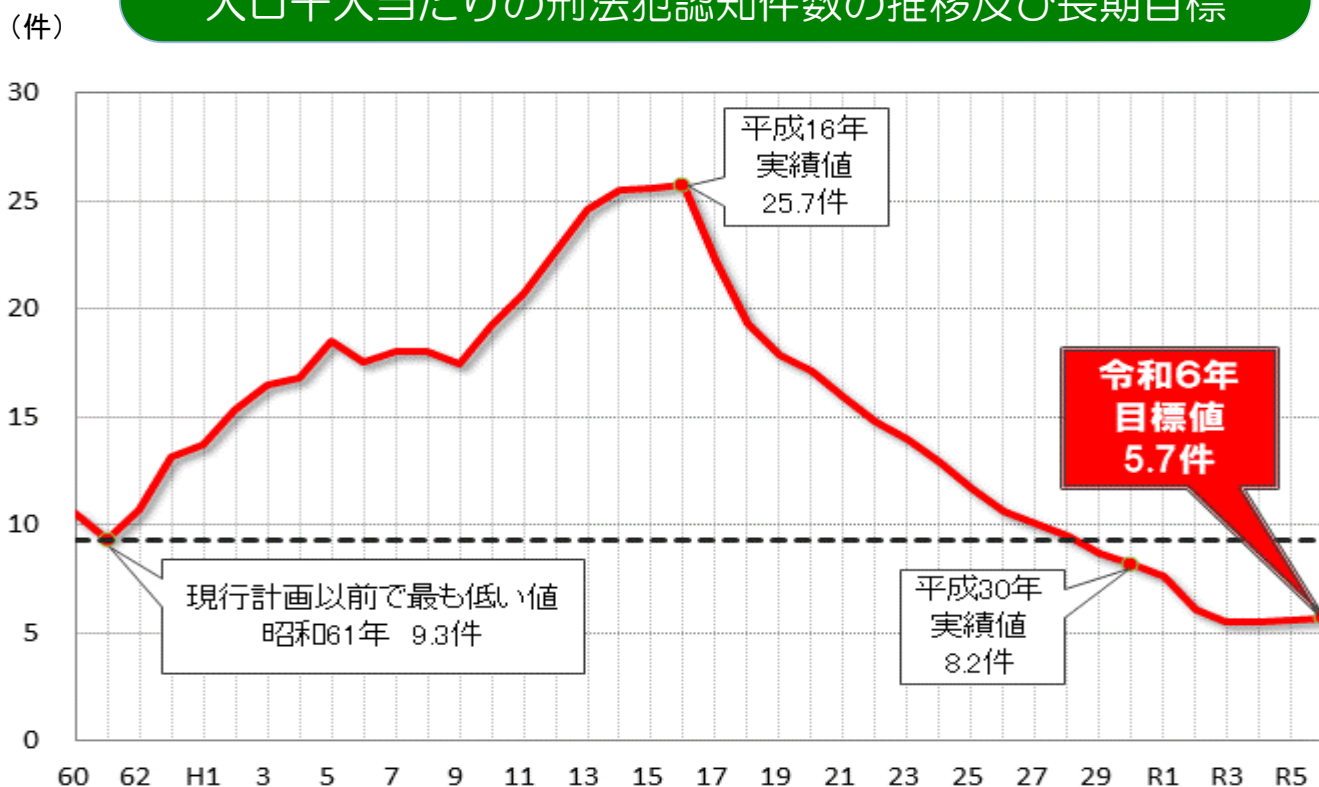
令和6年における人口千人当たりの刑法犯認知件数を平成30年の10%減となる7.4件まで減少させることを長期目標とします。

この数値目標は、統計上、過去に例をみない水準となります。

埼玉県5か年計画
(令和4年度～8年度)
における指標の変更に伴い、
5.7件に修正



人口千人当たりの刑法犯認知件数の推移及び長期目標



※各年の数値は、各年の刑法犯認知件数の総数と4月1日現在の推計人口から算出。

4 推進計画の施策体系

